

会議名称	平成28年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成29年2月23日(木) 14時00分から16時10分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員	茶谷会長、石川委員、井上委員、大澤委員、小林委員、斎藤委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、井原委員、上野委員、川野委員、富田委員、中村委員、松浦委員、佐藤委員、新保委員、長谷川委員、渡邊委員
	実施機関	小峰区民課長、坪川産業振興センター事業担当課長、出保障害者施策課長、伴特別支援教育課長、藤山児童青少年課長、末木国保年金課長、青木介護保険課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成28年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成28年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム運用監視部会 報告事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成28年度第4回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第22号	情報公開請求に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第64号	情報公開請求に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第65号	情報公開請求に関する業務の外部結合について(新規)	決 定
報告第23号	証明書自動交付機に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第66号	証明書自動交付機に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第67号	証明書自動交付機に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第24号	農業委員会委員の選任手続に関する業務の登録について(新規)	報告了承
報告第25号	学齢期の発達障害児の療育に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第68号	学齢期の発達障害児の療育に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第26号	放課後等居場所事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第69号	放課後等居場所事業に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
報告第27号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について(追加)	報告了承
報告第28号	社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の登録について(追加)	報告了承

諮問第 63 号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の 妥当性評価について	決 定
一般報告	情報提供ネットワーク運用・監視体制について	報告了承
一般報告	杉並区個人情報保護条例の改正について	報告了承
一般報告	国民健康保険料還付通知書の誤封入について	報告了承
一般報告	介護保険課における口座振替依頼書の誤送付について	報告了承

会長	皆様方もおそろいになりましたので、ただいまより平成 28 年度第 5 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。初めに、本日、御都合により欠席される委員の皆様方について、事務局からお知らせ願います。
情報・法務担当部長	本日、欠席の御連絡がありました委員は柴田委員の一人です。なお、横山委員は遅れていらっしゃるという連絡を頂いております。
会長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。本日の審議の進行ですが、会議次第に記載のとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議に入りたいと思っております。</p> <p>初めに資料 1 の「平成 28 年度第 4 回会議録」について事務局から何か修正や補足説明がありますか。</p>
情報政策課長	特段ございません。
会長	<p>それでは、訂正箇所あるいは御意見等はございますか。ないようですので、「平成 28 年度第 4 回会議録」につきましては確定とさせていただきます。</p> <p>次に報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	<p>情報・法務担当部長から諮問文を受け取りました。なお、諮問第 70 号から第 72 号につきましては部会で第三者点検を行い、平成 29 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会にて答申をすることといたします。</p> <p>それでは、初めに報告第 22 号から第 24 号、諮問第 64 号から第 67 号につきまして事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 22 号～第 24 号、諮問第 64 号～第 67 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	まず、御質問を頂戴した後、御意見を頂くという形でいきたいと思っております。では、御質問がございましたら、お願いします。区民の皆様方からありますか。区民サービスに大分影響のあるお仕事のようなのです。
委員	報告第 24 号に関してです。記録年月日が平成 29 年 2 月 1 日となっているのですが、もう既に記録されているということでしょうか。
事業担当課長	既に 2 月 1 日から応募を行っておりまして、2 月一杯が応募の期間ということになっております。
委員	本日が 2 月 23 日なのですが、この審議会の前での記録は有効なのでしょうか。
事業担当課長	2 月 1 日から有効と考えております。
委員	この審議会との順序というのは問題ないということでしょうか。
情報政策課長	説明させていただきます。諮問事項でしたら諮問を通してから実施ということですが、本来、先にこの審議会を通るのが好ましいものではあります。7 月の改選となっており、募集の時期が間に合わないということでした。また、今回は報告ということで、審議会を通る前であっても可能なものと考えております。好ましくはないと存じますが、やむを得ないものと考えております。
会長	よろしいですか、ほかに御質問がありましたらどうぞ。
委員	記録年月日が 2 月 1 日になっているということは私も気になっておりました。好ましくないという話が挙がっておりますので、今後は好ましいようにやって

	<p>いただきたいと思います。この報告第 24 号に関連して何点か確認をしていききたいと思います。今回、記録形態は文書となっておりますが、保存期間は何年間ぐらいを予定しているのでしょうか。</p>
事業担当課長	<p>次の改選までとなりますが、保存としては5年を考えております。</p>
委員	<p>今回、収集される個人情報の中で10ページ目、「個人情報の記録の内容」の欄の「社会活動等の情報」に「欠格事由該当の有無」という記載があります。これはどのような形で欠格事由自体が記録されるのですか。それとも有り無しといった形で記載されるのでしょうか。</p>
事業担当課長	<p>欠格事由に該当しますと当然、委員となることができないのですが、有り無しについての公表というのは特にはございません。</p>
情報政策課長	<p>先ほどの私の説明に誤りがございましたので、訂正をいたします。個人情報保護条例の第8条に基づく報告につきましては、「実施機関は、登録をしたとき、登録の修正をしたとき」ですので、収集後の報告が特に好ましくないということはありませんでした。報告につきましては収集後で問題ないということです。失礼いたしました。</p>
委員	<p>報告のタイミングについては条例上は問題ないということで了解いたしました。ただ、できれば事後になるよりも事前に報告をしていただきたいと思います。</p> <p>私が最初に質問をした報告第24号の「欠格事由該当の有無」の項目なのですが、ちょっと答弁がよく理解できませんでした。この「欠格事由該当の有無」という項目については、どのような内容の個人情報が記載されるのか、欠格事由該当の有無だけなのか、それとも欠格事由として、例えば破産手続の期間中であるとか、何か禁錮刑以上の刑に処せられているという情報が具体的に記録されるのかを確認したいと思いました。いかがでしょうか。</p>
事業担当課長	<p>おっしゃるとおり、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、あるいは禁錮以上の刑に処せられ云々という情報自体を集めるということになります。それに該当すると委員になることができないことになります。</p>
情報政策課長	<p>補足申し上げます。10ページ、個人情報登録票ですが、今回収集するのは欠格事由該当の有無ですので、該当するかどうかだけです。</p>
委員	<p>この欠格事由については犯罪歴であったり破産歴であったり、個人情報の中でも大変重要な情報ですが、まずは有りか無しかだけということですね。そこは確認したかったのです。後はやはり、有りか無しかであっても大変重要な情報ではあると思います。紙媒体として管理するということは、綴じられているファイルを開けばその人がそういう欠格事由があるかないかがパッと見られてしまうと思うのです。その紙媒体を見られる職員は、しっかりと限定されているのでしょうか。その辺を確認させてください。</p>
事業担当課長	<p>そのような情報を閲覧できる者は限定しています。</p>
会長	<p>今の説明でいいですか。</p>
委員	<p>限定しているということは、この仕事に関わらない職員の人たちが見られるわけではないということだと確認をさせていただきました。もう1つ、欠格事由があるかどうかを誰が判断をして、そこに記録していくのでしょうか。例え</p>

	<p>ば応募の段階で、委員になりたい応募者本人が自らこういう欠格事由がありますというようにわざわざ書いてくる人というのはいないと思います。あの人がいいのではないかと推薦をしたとき、推薦人がその事実を知らずに推薦してくることもあるのですよね。そうすると、そういった欠格事由というのは区のほうで調べなければいけないことになると思うのですが、どなたがどうやって調べるのか、それが本当に欠格事由に当てはまると誰が判断するのがちょっと疑問になりました。確認させていただけますでしょうか。</p>
会長	<p>これは区全体の行政に関わる問題でもあるので、もし先に事務局側から説明があったら答えていただけますか。説明員にはその後で答えて頂きましょうか。</p>
情報政策課長	<p>関係法令にありますように、農業委員会等に関する法律第8条第4項に基づき本人以外からも収集が可能となっております。これは産業振興センターが事務局になると存じますが、そちらのほうで当該者の本籍地に照会をして、こういった欠格事由に該当するかどうかを確認することになると存じます。</p>
会長	<p>説明員、何か補足説明はありますか。</p>
事業担当課長	<p>今の説明のとおり、本籍地の自治体に照会をいたします。</p>
委員	<p>照会して確認をするということですね。さらに、確認をした方が欠格事由に当たるかどうかということまで判断をするのだと思います。このファイルを見られる職員は限定されているというお話ですが、こういった極めて重要度の高い個人情報というのは、その職員の中でもできる限り少数の方にはしか確認できないようにしていくべきだと思います。そういう意味では、紙ファイルをさっと開いたらすぐ見られるという状況というのは、余りよろしくないと思っております。例えば、保護シールでその項目だけ見えなくしておくとか、現在そのように欠格事由の有り無しも見られないようにするということは何か、区のほうで考えたりされているのでしょうか。</p>
会長	<p>これは登録票全体の仕組みとしての項目の書き方が、こういう思想で作られているのですね。一つ一つの項目がどうだというのではなくて、欠格事由に該当するかどうかの有無はもう1つ個別の法律に基づいて御判断されるという感じで作られているものだとずっと理解しています。事務局はどうですか、そういう理解でよろしいですか。</p>
情報政策課長	<p>本籍地に照会して明確に欠格事由の内容、破産対象者かどうか、また禁錮以上の刑に処せられた者かどうかの点について明確にした上で、該当するかしないかということを確認するという手続になるかと存じます。</p>
会長	<p>それともう1つ事務局が明確にしているのが、欠格事由の該当の有無についての守秘義務はしっかりしたもので、区全体としての重要課題ではあるので、それはもう大前提で進められていると当然理解すべきだと思います。そこら辺についてはどうですか、念のために答弁してください。</p>
情報政策課長	<p>これは機密情報ですので、触れられる職員については所管のほうで十分限定して、担当者以外はそういったものに触れないようにということはきちんと、実施手順ということで定めることとしております。</p>
会長	<p>そういうことを前提に、また御審議いただきたいと思います。</p>
委員	<p>関連してお聞きしたいのですが、欠格事由該当者の資料が残ることはあるの</p>

	でしょうか。恐らく、委員となった欠格事由に該当しない方だけの登録票が残るのではないだろうかと思うのです。
事業担当課長	応募していただいた方の情報ですので、保存期間内は残すことになります。
委員	どのぐらいの期間ですか。
事業担当課長	5年を予定しております。
委員	分かりました。募集人数が13人と書いてあるのですが、要するに欠格事由該当者が委員として登録されることはないものと私は解釈しました。そうすると、先ほど、限定された方々がファイルを開けるとい話が出ていたのですが、例えばこの登録票というのは、全員と一緒に綴じられて保管されるような形になっているのですか。それともそうではなく、委員として選ばれた13名の方々の登録票が手元にあって、欠格事由等で任命されなかった方の登録票は、そう簡単には参照できないような形に保管されるのではないかと思ったのですが。
事業担当課長	お申し込みいただいた方が定数を超えればそこから選ぶという形になりますけれども、応募いただいた方の情報は全て一緒に保存をいたしますので、特に欠格事由の有無で保存方法を分けるということは考えておりません。漏れた方が必ず欠格事由が有るのかというと当然そうではございません。ほとんどの方がいないと思います。
委員	今のことに関連してなのですが、そもそも今回の名簿の個人情報の保存の対象者が「候補の推薦者及び被推薦者並びに応募者」となっているのですが、法律によりますと、欠格事由がある人はそもそも被推薦者及び応募者の資格がないということであれば、対象外になるのではないですか。
事業担当課長	応募していただいた後に当該自治体への照会をいたしますので、欠格事由がある方が委員となることはできないのですが、応募いただいた情報としてこちらで保存をするということになります。
会長	どうもはっきりしませんね。それほど難しい話ではないのですが、適切な保管方法がとられているかどうか、そこら辺をもう一回確認してください。
情報政策課長	今、所管からお答えしたように、5年間は応募者の書類一式が保管されるということです。当然その中には、欠格事由に該当する方もいらっしゃるかもしれませんが。機微な個人情報として、きちっと扱える職員を限定したり、鍵のかかる所に保管したりと、そういった保管方法をとっていただきたいと思っております。
会長	そうすると、担当課の資料の中には欠格事由の該当者の資料も入っているし、そうでない方も混在していると、そういう事務処理方法を取っていらっしゃる、こう理解すればよろしいのですか。
事業担当課長	御応募いただいた方の書類を保存するということですので、欠格事由の有り無しで保存の方法を変えることは考えておりません。
会長	要するに混在していると、そういう理解ですか。
事業担当課長	はい。
委員	今、その欠格事由に関して、照会をするという話がありましたが、そもそもこれが欠格であるかどうかは、本人が本籍地での身分証明書等を取得して、それを添付して出すものなのです。つまり、その時点で欠格事由があれば応募で

	<p>きない状況になると思うのです。そういった点では、応募時に欠格事由があれば何の登録もできないのではないかと私は理解しております。さらに、照会をするということ自体が、そもそも個人情報保護の観点から言えば、いくら行政とはいえ取れないと思うのですが、その点を明確にさせていただけますでしょうか。</p>
会長	<p>いいですか。では専門家の方から御意見を頂戴します。</p>
委員	<p>まず、破産手続ですが、本籍は照会すれば分かるというのは、もちろん本籍地にその事項がいついけば分かるのですが、破産宣告がいつ出るのかは決まっているわけではないので、破産宣告が出た後で、本籍地にその事項、通知が行くのにずれが出てくる場合があります。今、書類を付けて出すという話がありましたが、必ずしも書類を付けて出せない場合もありますので、そこで区別するのは難しいと思います。だから一応、応募してきた者について、後ほど本籍地への照会をやらなければいけないと思います。破産宣告の書類は付いているかないかとは関係なしに、付いていればもう欠格になりますけれども、付いていない場合もあり得るということだと思います。</p>
会長	<p>時間が大分長く掛かっておりますが、御質問の件についてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>最後に1つだけ。本籍地に問い合わせ欠格事由が有りであれば、その登録票を別に分けて保管をすれば、より職員の方の目に触れる機会を減らせると思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事業担当課長	<p>おっしゃるとおりですので、保存方法についてはこれから工夫してまいります。繰り返しになりますが、必ずしも御応募いただいた方の全員が農業委員になるわけではありませぬので、そういう意味では農業委員になる方もならない方も一緒に保存ということを考えておりましたが、御意見を頂いた点もありますので、保存方法については工夫してまいります。もう1つ説明が不足しておりましたが、先ほどの欠格事由の照会については、御本人から同意を頂く様式になっております。</p>
会長	<p>本件については全体として報告案件ですので、いろいろ伺いましたが、この件について了承するかしないかということの後で処理させていただけたらと思います。では、これ以外の件についてお願いします。</p>
委員	<p>では、報告第22号、諮問第64・65号の情報公開請求に関する業務についてです。今回、「電子申請・届出サービス」を使って、パソコンから情報公開請求ができるということになっています。今まで杉並区が「電子申請・届出サービス」で行っている業務は、飼い犬の死亡届、介護給付明細書過誤申立依頼書、がん検診及び成人等健診の3つです。これらは今のところ問題なく使用できているのかどうかを確認させてください。</p>
情報政策課長	<p>飼い犬の死亡届は去年から始まったばかりですが、円滑に運営している状況です。</p>
委員	<p>今回、外部委託をして、民間事業者が管理するサーバーで受け取ってという形の記載になっていますが、そもそもこの「電子申請・届出サービス」というのは、東京電子自治体共同運営協議会が運営しているもので、説明には運営内</p>

	容をそこが決定すると書いてあります。そこで、民間事業者の外部委託はどのように必要になるのかがよく分からないのですが、その辺をもう一度具体的に教えていただけますでしょうか。
情報政策課長	運営自体の方針、内容は全て東京電子自治体共同運営協議会が決定するのですが、契約は運営協議会が選定した事業者と各自治体が締結するという形式になっており、現在は富士通と契約しております。
委員	そうすると、今は「電子申請・届出サービス」で飼い犬の死亡届などを杉並区でも行っていますが、既に具体的にシステムをもって運用しているのは、民間の事業者だということですね。今回の情報公開請求についても、現在、飼い犬の死亡届等々を受けている事業者に委託する形になるのですか。
情報政策課長	おっしゃるとおりです。
委員	分かりました。あとは、この「電子申請・届出サービス」のホームページを確認いたしましたが、一部 ID 登録が必要な場合もあるという表記がありました。杉並区のこの飼い犬の死亡届についてはそういう登録は必要なくできるようでしたが、今回は ID 登録が必要なのでしょうか。
情報政策課長	そのとおりでして、電子申請を利用するには、住所、電話番号、メールアドレス等を登録していただく必要がございます。
委員	何かそのときに個人 ID のような感じで、通番の何桁の数字など、個人を特定するための項目は特に必要なく、住所と氏名とで個人を特定する形になるのですか。
情報政策課長	特に登録ナンバーなどが振られるものではありません。
委員	了解しました。次に報告第 23 号、諮問第 66・67 号の証明書自動交付機に関する業務について確認します。今回、平成 30 年 8 月 31 日にコンビニ交付サービスに変わりますが、これは来年 8 月ということ、1 年以上あるのですが、それまでに分割して、出力して封入を行って送付をしていけば、この 8 月末近辺のタイミングで一気にとということもなくなって、1 年間通して作業をすればそれほど重い負荷の掛かる作業ではないと思うのですが、そういうことはできなかったのでしょうか。
区民課長	このことは、行財政改革推進計画上で計画されている内容でございます。区民への周知は、他の自治体の例も参考にして、1 年前ぐらいから始めていくことといたしました。
区民課	今、区民課長がお話したとおり、1 年ぐらい前にはお知らせをしなければいけないだろうと考えております。来年度の契約で実施しますので、実際の準備期間等々を含めると、8 月ぐらいに 1 回目の発送がやっと間に合うタイミングになります。その後 e-Tax などの際にマイナンバーカードを新たにお作りになる方が増えますので、そこから繁忙期にかけては、逆に申請していただいてもお渡しが遅くなってしまいます。その期間の前に発送を終わらせたいということで、短期間のうちに 2 回に分けてお客様に発送すると、その準備作業が区のコンピューターの繁忙時期とぶつかってしまうため、委託させていただくという案件になります。
会長	スケジュールについて、もう一度、整理をして話してもらえますか。
区民課長	証明書自動交付機は平成 30 年 8 月 31 日に廃止することとなっております。

	自動交付機用カード登録者に対して、平成 29 年の 8 月と 9 月の 2 回に分けて、自動交付機の廃止と代替サービスであるコンビニ交付サービスについての案内通知を郵送いたします。
委員	分かりました。要するに来年 8 月に送るのではなく、今年 8 月から送っていくということで、期間的にも結構厳しいので、この 23 万件の送付というのは一気にやっていきたいという説明は分かりました。次にコールセンターについて質問します。送付してから問合せが来ることを想定しているということですよ。そうするとコールセンターについては、期間は何年何月から何年何月までを予定しているのか。また、どれぐらいの問合せを想定して、何人ぐらいの体制を想定しているのか確認させてください。
区民課	まずコールセンターの設置ですが、平成 29 年 8 月と 9 月にお知らせを発送する予定ですので、この発送をした後に、期間を限定してのコールセンターの設置を考えております。何人ぐらい配置予定かについての御質問もありましたが、予算内での最大規模でやりたいと思っております。人数については契約まで可能な限り確保したいということで、具体的な数字は今日はお答えできないところです。
会長	議会に予算案は出ているのですか。
区民課	はい、来年度コールセンターの予算は出しておりますので、承認されればその額が決まって、その額の中での最大規模で実施したいと考えております。
委員	それが通ったとして最大規模は何人ぐらいなのでしょう。
区民課	発送直後はコールセンターに大量に電話が入るだろうという予想の下に、こちらでは今のところ 5 名から 7 名ぐらいのオペレーターを配置する予算が、今回の議会に出されております。
委員	場所はどちらになるのでしょうか。
区民課	場所については、電話があればどこにでもコールセンターは開設できますので、実際に契約した段階でどこに作られるかは決まると思います。一般的には全国にコールセンターをお持ちの業者が多いですから、その中で時期的に空いているコールセンターが使用されると思われれます。
委員	役所内ではないということですね。そうすると、データのやり取りなどというのはどういう形になるのでしょうか。
区民課	コールセンターに入り、区で対応が必要なものに関しては、連絡票を起こしてもらい、パスワードを付けて電子メールで区の担当職員宛てに送信することを想定しております。
委員	期間としては、8 月、9 月に案内通知を発送してその後ということですが、そこから何箇月かということなのでしょう。その辺は全く未定という状況ですか。例えば時間帯などはいかがでしょう。
区民課	期間は先ほど申したとおり、予算の中で一番長くやれるところでやりたいと思っております。時間についてはお勤めの方もいらっしゃるもので、区役所が開く時間、8 時半から 9 時ぐらいから、夜は 7 時、8 時ぐらいを想定しております。
委員	発送作業について確認いたします。個人情報としては住所と氏名の 2 項目しかないですが、23 万人分のデータというとても大きな情報で、途中で漏れてし

	<p>まうと大変な問題になると思います。23 万人分のデータの受渡し、印刷、封入、発送作業は別の民間の事業所でやることになると思いますが、そこへのデータの受渡しの方法について具体的に、セキュリティの部分も含めて教えていただけますでしょうか。</p>
区民課長	<p>USB メモリーでの受け渡しを考えておりまして、データについては暗号化して、更にパスワードを付けることを想定しております。</p>
委員	<p>実は前回のこの情報公開・個人情報保護審議会でも、このような数十万件のデータの受渡しについては他の委員からもいろいろ指摘があり、そのときは22 万人の納税義務者のデータの移送でした。そのときはハードディスク 1 台で行うようなお話でしたが、他の委員からの指摘として 2 台以上で秘密分散をしたほうがよいという意見がありました。私もそれはとても重要だと思います。パスワードは絶対破られないという保証はありませんし、それが USB メモリーで受渡しの途中でどこかへ紛失してしまったら、それでデータが漏れてしまう可能性もあります。今回はこの秘密分散の手法は想定していないということですか。</p>
区民課長	<p>私どもの課でも、そのような手法を取り入れる予定です。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>報告第 22 号についてですが、東京都電子自治体共同運営協議会と杉並区と事業者との間の関係をもう一回確認させていただきます。契約は杉並区と事業者が結び、運営内容の決定は東京都電子自治体共同運営協議会が事業者に対して行うということですが、杉並区としてこの事業者がやっている内容に是正を求めたいときには、この契約書に基づいて杉並区から直接事業者には是正を求められるのか、そうではなくて、東京都電子自治体共同運営協議会で審議を諮って、運用内容の決定を変更してもらうことになるのかを教えてください。</p>
情報政策課長	<p>軽微なことで個別に対応可能なことについては、直接その契約の内容を変更で可能かと思います。ただ、共同運営の中身で共通に取り扱わなければならない部分については、共同運営の中で決めておりますので、その変更は東京都電子自治体共同運営協議会での協議が必要かなと存じます。</p>
委員	<p>その場合に、杉並区はこの東京都電子自治体共同運営協議会の組織の一部として参加していると理解していますが、運営内容の決定の変更はどういう間隔でできるものなのでしょうか。いわゆる毎月定例があり、そこで直せるものなのか、随時見直しができるのかなど、具体的な手続を教えてください。</p>
情報政策課長	<p>東京都電子自治体共同運営協議会については、毎月 1 回程度東京都に集まり、幹事会を開催しております。そういう中で提案をして内容についての変更を協議するということです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>時間も大分迫っております。大変恐縮ですが、質問はここで切らせていただいて、御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願います。御意見はございますか。</p>
委員	<p>まず、報告第 22 号、諮問第 64・65 号の情報公開請求に関する業務についてです。こういったサービスがパソコン上でもできるようになるのは、区民サー</p>

	<p>ビスが向上するという観点からはよいと思いますが、以前も杉並区でメールの誤送信などもありましたので、そういったところをしっかりと気を付けていただきたいという意見を付けて賛成を表明いたします。また、証明書自動交付機に関する業務、報告第 23 号、諮問第 66・67 号については、23 万件という大きなデータですので、その取扱いについては紛失や漏えいのないようしっかりとやっていただきたいと思います。こういう 1 回限りの業務を外部に委託するときに、様々な誤封入、誤送付の問題も発生する可能性がありますので、今日も一般報告で事故の報告があるようですが、そういったことがないようにしっかりとやっていただきたいと思いますと言わせていただき、賛成とさせていただきます。</p> <p>報告第 24 号についてはこれも意見ですが、欠格事由については大変重要な個人情報として、こちらの諮問事項の説明書きの中では、「被推薦者及び応募者の資格」として、次の欠格事由に該当しない者とあるように、欠格事由があったらそもそも推薦される側に立てない、応募する側に立てないということになるのです。なので、欠格事由に該当した時点で、この個人情報を含む文書ファイルからは抜かれなければいけないのだろうなど、この説明書きを見ると思っています。その辺については先ほども、欠格事由についてはしっかりと対応していきますと区から答弁がありましたので、改めてそこだけ念を押して、区の職員の方であっても見られる方がきちんと限定されるような対応をしっかりとさせていただきたいということを申し添えて、意見とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかにございますか。御意見・御質問がなければ、報告第 22 号から第 24 号までは了承、諮問第 64 号から第 67 号までは決定といたします。</p> <p>それでは次に報告第 25 号から第 28 号、諮問第 68 号と第 69 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 25 号～第 28 号、諮問第 68 号・第 69 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	それでは、御質問がありましたらお願いします。
委員	報告第 25 号、諮問第 68 号の広汎性発達障害等の委託事業所なのですが、今、「5～7 事業所程度」と書いてありますが、もう決まっているのでしょうか。
障害者施策課長	現在、制度設計を行っておりまして、事業所については来年度になってから公募して、選考をしていきたいと思っているところです。
委員	それは、どういう所が対象になるのでしょうか。
障害者施策課長	区内の事業所の中で、まず心理職がいて、そしてまた未就学の児童発達支援をやっている中でも、特例的に就学の子どもたちを見た経験があるような事業者をイメージしています。
委員	すみません、ちょっと具体的にイメージが湧かないのですが、若杉小の後に新たにできたところが、重症児の通所の場所になっていると思うのですが、そういう所になるのでしょうか。
障害者施策課長	若杉小学校の後に造ったのは、未就学の児童発達支援でわかばと申し上げておりますが、そこは違います。
委員	すみません、ちょっとイメージが分からないのですが、作業所的な所ではないのですね。

障害者施策課長	はい。これは、あくまでも療育をする場ですので、作業所とは形態が異なるものです。
委員	もう1つよろしいでしょうか。では、新たにどこか事業所を当たるといふか、募集を掛けるということによろしいのですか。
障害者施策課長	現在、区の中で未就学の児童発達支援を請け負っていただいている事業所がメインになるかと思います。
委員	ありがとうございます。
委員	<p>報告第25号、諮問第68号についてですが、これらの情報は非常に機微な情報も含まれているかと思えます。この項目全てに対して、その項目ごとの承諾を当人、若しくは保護者から取るのかどうかという点が1点です。それから、1年生から3年生の発達障害児に対してと記載されていますが、4年生以降になった場合に、どのような形でこの情報を削除するのかという点です。それから、障害があるというのを申し出て初めて様々な行政サービスの提供をすることが障害者差別解消法に基づいたものだと私は理解しております。それは、行政であればそういった提供をしていかなければならないのですが、これを民間の事業者へ委託した場合に、その法に基づく合理的配慮や特徴的施設整備が行えなくなるのではないかなという懸念があります。その点について、まずは質問させていただきます。</p> <p>あとは、報告第26号、諮問第69号についてですが、「居場所としての環境整備、児童の見守り・安全管理、遊びの指導」ということが、外部委託の内容として書かれております。これらの中で個人情報として、いわゆる障害に関する情報の取得はしないのでしょうか。その点について、質問させていただきます。</p>
障害者施策課長	<p>まず承諾の方法ですが、一つ一つ確認を取るという方法もありますし、一括して取るという方法もあるかと思えます。少なくとも、保護者の方に全部提示して、確認をしていこうとは思っています。</p> <p>それから2点目の、4年生以降になったときのデータの削除の方法ですが、支払い等々のいろいろなところがありますが、まず4年生になった段階で、基本的には使用しないということで、システムの中の別の場所に移して、その後一定期間で削除していこうと考えているところです。</p> <p>3点目の合理的配慮ですが、事業所の方々は、努力義務となっています。当然、これは区の事業の委託ですから、区の合理的配慮に準じてやっていただくように指導していくと考えているところです。</p>
児童青少年課長	報告第26号、諮問第69号について、回答いたします。障害児の障害の有無の記録については、特にその部分に限定して登録するということは考えておりません。児童館の一般来館に準じた形で考えておりますので、ここに載せた項目を登録させていただいた上で、例えばちょっと事故があったとか、少し障害のある方が来て、何らか日々報告しなくてはならないような情報があれば、記載の「児童活動記録」の項目の中で包含するものと考えております。
委員	今、3年生を超えて4年生になったときというお話があり、学校とも情報共有を行うと記されているのですが、学校の情報管理はどのような形で徹底されていくのでしょうか。それから、合理的配慮について行政に準じてというお話

	<p>がありましたが、これは法律なので、その法律を遵守させるということが徹底できるのかどうかです。お願いします。</p>
特別支援教育課長	<p>学校での情報管理に関してですが、個人情報はい個別指導計画等に記載をし、管理されることになるかと思えます。他の個人情報と同様に、学校で管理をしていくこととなります。</p>
委員	<p>その情報というのは、学校との共有の中で、学校に対して情報を提供する形になるのでしょうか。</p>
特別支援教育課長	<p>そこでサービスを受けているという情報を、学校で必要に応じ記録するということとなりますので、その内容等をそのまま受け取るということではないと考えます。</p>
障害者施策課長	<p>合理的配慮の件については委託ですので、委託の仕様の中で明確にうたっていきたいと考えているところです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>
委員	<p>報告第 25 号の療育ですが、これは私が知らないだけかもしれないのですが、今までは全くやっていないものということではよろしいのでしょうか。</p>
障害者施策課長	<p>就学前のお子さんたちに対しては療育という形で行っていたのですが、就学をされたお子さんに対しては、私どもで持っている福祉的なサービスは、放課後等デイサービスしかありません。それについては、基本的には放課後の居場所がメインになっていますので、療育という視点ではないのです。今回発達障害者支援法などが改正された関係もありますので、ステージごとの円滑な移行を踏まえて、就学前から学齢期に移ったときの療育の必要性があるため、新しく作るシステムです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。先ほどの他の委員からの質問とも関連するのですが、基本的には区内のみということになるのでしょうか。</p>
障害者施策課長	<p>現在は、区内を原則として考えているところです。</p>
委員	<p>11 ページの下から 4 行目に、「保護者の同意により目的外利用する」という文章があります。内容がよく分からないのですが、これは具体的にどのようなパターンが考えられるのでしょうか。</p>
障害者施策課長	<p>これは、現在、就学前で療育しているお子さんたち、それからこども発達センターなどに通っているお子さんたちが、就学後にまた同じように療育を受けたいといった場合に、就学前の療育の情報などを保護者の同意により、この業務で利用するということです。</p>
委員	<p>報告第 25 号、諮問第 68 号について質問します。私も認識不足で申し訳ないのですが、場所はどこで行うのですか。例えば、学校でやるのか、それともそれぞれの委託事業先でやるのか、あるいはいろいろな所で分散して行うのでしょうか。またその際に、こちらから提供した個人情報は、どこに保管されるのでしょうか。例えば、それぞれの場所に保管されるのか、それとも事業者で一括して保管されるのでしょうか。おそらく、分散すればするほど管理や区のチェックも大変になってくると思うのですが、その辺りはどのようになっているのでしょうか。</p>
障害者施策課長	<p>基本的には療育の場所は、委託する事業所内で行います。個人情報について</p>

	は、当然鍵のかかるような書庫等で、厳格な管理をしていただき、外に持ち出すことは一切ないようにしていきたいと思っています。
委員	委託先は、おおむね何箇所ぐらいになるという想定はあるのでしょうか。
障害者施策課長	今考えている事業者は5か所から7か所ぐらいです。
委員	分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	私も報告第25号、諮問第68号について確認をさせていただきます。先ほど他の委員からも質疑があったのですが、すでに療育をやっているのは未就学児だけというようなお話でした。こども発達センターには様々な事業があるかと思えます。例えば言語・心理指導やリハビリテーション、理学療法や作業療法など、また早期療育システムに関する総合調整に関することとか、子どもの発達の相談に関する事で、様々な専門職による助言、医学的な指導・助言という形で、様々なあるようなのですが、これは療育には当たらないということなのではないでしょうか。
障害者施策課長	療育ではあるのですが、こども発達センターの担当する領域は、中度・重度の主に知的障害者、身体障害者の方々の療育になります。実際には、未就学の発達障害の方々への支援というのは、現在も児童発達支援事業として、民間の事業所に給付して行っていますので、こども発達センターの対象とは少し違うということになります。
委員	そうすると、この療育を受けられる場所が、純粹にこの事業を行うことで増えていくということになるのですか。
障害者施策課長	学齢期の発達障害児に対しては、広がるということになります。
委員	それから、11ページの事務事業の概要の内容の所に、規模が120人程度と書かれているのですが、これは保護者の方も含めて120名程度なのか、それとも子どもたちだけで120名程度なのか。対象とする児童、生徒の数は、どれぐらいを想定しているのかを教えてくださいませんか。
障害者施策課長	これは、対象とする児童の数で、1学年大体40人程度と考えており、その3学年分ということで、120人を想定しているところです。
委員	そうすると、個人情報登録票のほうは、対象となる個人の範囲が発達障害児とその保護者等となっているのですが、大体、保護者は1人だと想定して、個人情報としては240人分ぐらいという認識でよろしいのでしょうか。
障害者施策課長	対象となるのは両親という場合もありますので、基本的には1人のお子さんに対して、その3倍となることはあると思いますので、そのような数にもなると思います。
委員	では、規模は2倍から3倍に増えるということで認識をいたしました。 次の質問は報告第26号です。現状は、モデルケースとしても放課後等居場所事業をスタートしていると思うのですが、その概要、状況、内容を教えてくださいませんか。
会長	ここに書いてあることを改めて聞くということですか。
委員	モデル事業がもう既にやられている部分があるので、そちらとこちらがどういう関係なのかを確認したいと思います。

会長	では、そういった点でよろしく申し上げます。
児童青少年課長	各学校によって様々ありますが、平成 27 年度においては 4 校、平成 28 年度においては 6 校でモデル事業を実施しておりました。主としては、放課後子ども教室というものを実施している学校と連携するような形で実施させていただいているところです。そのうち、既に放課後子ども教室を毎日行っている 1 校については、夏休みにも取組みを広げています。基本的には、放課後子ども教室のスキームの中で実施した形を取りました。
委員	既に放課後等居場所事業のモデル実施をする前から放課後子ども教室をやっている学校と連携したということなのですが、そこでは区の職員が放課後子ども教室をやられているのですか。それとも、学童クラブの職員になるのですか。
児童青少年課長	放課後子ども教室については、学校の中で、例えば学校支援本部が実行委員会を作るような形を取って実施しているのがメインだと認識しています。
委員	モデル実施は、どなたがやられているのですか。
児童青少年課長	モデル実施としては、そこと連携して、児童館職員がメインとなって、取り仕切っているような形です。
委員	そうですか。児童館職員ということは、区の職員ということですよ。今まではそれでやっていて、今回は児童館職員が取り仕切る形ではなく、学童クラブの事業者に外部委託をする形でやるということですか。
児童青少年課長	モデル実施をしまして、地域の方と支援本部の方などと連携しながらプログラムが実施できる状況を確認できました。ただ、今回の放課後等居場所事業については、更にそれを毎日継続的にやるということで、しっかりとそれを担保する人員配置などが必要だというような考えに至り、その部分を委託しようと考えております。その委託に当たっては、既に学内で学童クラブを委託していて、毎日、日々運営をしている事業者に委託をしていこうということで組み立てたスキームです。
会長	質問もたくさん頂いておりましたが、ここで御意見を頂戴するというところでお願いできたらと思っております。御意見がありましたら、どうぞ。
委員	<p>まず報告第 25 号、諮問第 68 号の学齢期の発達障害の療育に関する事業についてです。他の委員からもありましたが、障害に関わる情報を民間事業者とやり取りをすることは大変重要な問題で、そこで何かトラブルがあったときはすごく大きな問題になると思いますので、そこはそういった事故のないようにという念を押ささせていただきます。療育の機会が増えるのは重要なことだと思いますので、賛成とさせていただきます。</p> <p>次に、報告第 26 号、諮問第 69 号の放課後等居場所事業に関する業務についてです。ちょっとこれは個人情報保護の観点とは違いますが、児童館が廃止されていく中で、学校の中での子どもたちの居場所をという形で、この放課後等居場所事業が進められようとしているところで、大変問題があるものだと感じております。また、モデル実施は区の児童館職員がやられているというところを、わざわざ児童館を廃止して学童クラブの民間事業者に委託をしていくことには、大変疑問を感じます。そこで、個人情報を取り扱うのが、モデル実施のやり方であれば、区の中でとどまっていたところが、また民間事業者に個人情</p>

	<p>報を手渡さなければいけないということも増えてまいりますので、この諮問については反対という意見を付けさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>諮問第 68 号についてです。やはり、民間業者を委託先としたときの、法に基づくところの遵守が非常に重要になってくるかと思います。情報の適切な管理等がうたってありますが、そこはしっかりと個別に定め、そして法を遵守しているかどうかの数値的なものをしっかりと受け取って、検証していただきたいと意見させていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見がなければ、報告第 25 号から第 28 号については了承、それから、諮問第 68 号と第 69 号については決定といたします。</p> <p>次に、諮問第 63 号です。この案件は、前回の審議会で諮問を受け、部会で審議を行うこととなっていました。まず、部会長から点検結果の報告を受け、次に事務局から関連事項の説明をお願いいたします。その後、御質問、御意見を賜ることにいたします。それでは、部会長、よろしく申し上げます。</p>
<p>諮問 63 号</p>	
委員	<p>資料 3-1 を御覧ください。1 ページで、評価結果について報告しております。評価対象としては、2 点あります。「(1)住基ネット緊急時対応訓練の実施結果」、「(2)住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策」の 2 点を評価しました。</p> <p>評価結果です。「(1)住基ネット緊急時対応訓練の実施結果」ですが、訓練内容については、副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員だけでなく、住基ネットを主に扱う区民課の係長級職員や一般職員、総勢 120 名に重点を置いた内容であることを確認しました。本訓練はセキュリティ対策として十分に効果的であると評価しました。「(2)住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策」ですが、アンケート調査の結果として、住基ネット業務を行うに当たって講じるべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、おおむね良好であることを確認しました。アンケート結果は集計・分析を行った上で、各職場へフィードバックが行われており、各部署の職場会等でセキュリティの再確認が実施されていることを確認しました。また、アンケートの自由記述欄で寄せられたヒヤリハットは、全職場で共有されており、セキュリティ対策の明確化に努めていることについても確認しました。このようにアンケートの結果を受けて、職員のセキュリティ意識をより向上させるための様々な対策が実施されており、本アンケートはセキュリティ対策として十分に効果的であると評価しました。総評としては上記 2 点、両方とも適正に行われていると評価しましたので、住基ネットのセキュリティ対策の実施結果については妥当であると確認しました。</p> <p>詳細は資料の 2～5 ページになります。まず、2 ページを御覧ください。住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について、実施日等に関しては表にあるとおりです。訓練の参加者は、先ほど総人数等を御報告しましたが、副区長をはじめとして、あとは現場の職員などが参加する形での緊急時対応訓練を実施しております。訓練の内容としては、緊急時対応計画に基づいた緊急時の対応手順</p>

と、それに係る連絡体制の確認、また、緊急時対策会議構成員の役割の確認やそれぞれの分担に従った訓練を行っております。訓練の評価ですが、緊急時対策会議構成員においては、緊急時における各自の役割の確認及び緊急時連絡体制においてちゃんと連絡が取れるかの確認をしております。今回の訓練では、例年訓練を行っていた緊急時対策会議構成員だけではなく、区民課の係長級職員や一般職員に重点を置いた訓練を行ったことで、住基ネットの緊急時対応に対する基本能力の維持並びに対応能力の向上が図られたと考えております。また、次は、具体的にこちらで確認したというよりは報告を受けたこととなりますが、講義形式を主体として適宜質疑応答を行うことで、各自の理解状況を確認する訓練を行ったと御報告を受けております。区民課内の訓練では、訓練の最後に緊急時の対応等について、簡単なテストとその解説を行うことで、各自の理解度の確認と知識の向上に努めたということです。

続きまして、先ほどの2点目の評価の内容について、4ページを御覧ください。「住基ネット職員アンケートの実施結果と結果を受けての対策について」です。まず、背景についてですが、前回の審議会でも御案内のとおり、杉並区はもともと情報セキュリティマネジメントシステム、ISMSが適切に運用できていることについて、ISMS認証機関による第三者の審査を受けております。これは全国自治体の中でもそんなに多いほうではなく、民間企業が受けるような、かなりレベルの高いものになっております。杉並区においては、自主的にこの第三者機関の審査を受けており、平成15年度から毎年合格しているという状況です。第三者による評価という意味では、私ども部会と同じなのですが、このISMSのほうは、どちらかという形式審査とよく言いますが、実際の職場への立ち入りとか、文書の整理状況がどうなっているのかということ等を外から見るのです。それに対して、職員のそれぞれの理解度の把握等を、更に追加的に実施しているのが、この職員アンケートになっております。そして、その職員アンケートの結果が資料の中で報告されております。

アンケート内容は(5)に記載されています。設問は、「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」を参考に、全60問を杉並区で独自に作成しております。これは昨年度と同様に職責や業務内容について設問を4種類に分けて、それぞれの役割に適切な設問を選んで、それらの方々に御回答を頂いている内容です。回答結果については、記載のとおりです。

5ページを御覧ください。今年度はどのような点を重点項目としてアンケートを実施したのかということです。重点項目1を(1)に示しております。人的セキュリティの向上を目的として、離席時にログオフされていない端末を見かけたかどうかを昨年度に引き続きアンケートで問い掛け、個人情報保護についての意識向上を図っております。報告にあるとおり、「見かけたことがある」と回答した割合は49%ということでした。

「ログインしたままの職員に声をかけているか」ということに関しては、「声をかけている」と回答した職員は26%でした。ただ、残りの声をかけていない人が、どうして声をかけなかったのかということに関しても踏み込んで確認をしたところ、「声をかけていない」と回答した理由としては、離席してしまって

	<p>いるので、そもそもその端末を誰が使っているか分からなかったので声をかけられなかったという理由なども出てきております。</p> <p>次に、重点項目2に移ります。マイナンバー制度開始によって、これまでより一層住基ネットの安全性が問われていることから、事件・事故が発生したときの緊急時連絡体制、その保管場所を各係内で周知しているかどうかを設問とすることで、職員の情報共有を図ることにしました。</p> <p>先ほどのISMSの審査でいくと、連絡体制があるかという確認は、第三者機関から確認をされているわけです。例えば戸棚のここにありますがというところがISMSでは審査されます。ただ、重要なのは、その戸棚にあることを全職員が知っていることです。どこかにあることは知っているが、どこにあるのか知らなかったということでは緊急連絡が必要なときに意味がないということで、それを杉並区においては追加的に確認をしているということです。これに関しては、庁内連絡網について知っていると回答した割合は98%で、外部連絡網に関しても80%です。</p> <p>最後に、(1)(2)の重点項目を受けての改善策です。(1)のヒヤリハットに関しては、アンケートの中で、日常でちょっと気になっていること、これは大変だったなと思ったことは何かありますかという自由記述をしていただいていますので、そちらに関しての再確認と、再周知を職場にさせていただいております。</p> <p>(2)については、係ごとにアンケート結果を集計して、各部署へ報告しております。集計して、こちらで解析して終わりというよりは、実際に回答して下さった職場に、あなたの部署はこういう感じでしたよ、ということ返すことが重要ですので、それをしているということになります。</p> <p>(3)については、アンケートの内容で分かりにくかったところに関しては、研修の中で反映させて分かりやすくしているということです。</p> <p>(4)については、先ほどの重点項目1に相当する改善になりますが、端末にログインしたまま離席した状態を見かけた場合には、その場で声をかけるということになっておりますが、誰だか分からないから声をかけなかったということが、先ほどのアンケートで分かりましたので、その場合には端末を強制的にログアウトしてしまうということを進めていくことも踏まえて、よりお互いに声をかけやすい職場環境を作っていくところを改善しようとしていると報告を受けております。</p> <p>(5)として、これもログオフ忘れを見かけることが多いということで、一定時間操作をしない場合には、コンピューターとして自動的にロックを掛けるという技術的な対策も導入したと報告を受けております。先ほどのアンケートに基づいて、こういう実態が分かって、その実態が分かったことによって、それをどう改善するのかという改善策に進んでいるということで、こちらの部会ではこれが正しく機能していると評価したと考えております。以上です。</p>
会長	事務局から何か御説明はありますか。
情報システム担当課長	<p>関連して、口頭により事務局からお伝えいたします。番号法の本格実施に伴って、個人番号の確認などが必要となる事務が増大することが想定されます。このことによって、住基ネットにつながる統合端末を情報システム担当課と福祉事務所に増設しました。このことに伴って、住民基本台帳ネットワークシ</p>

	テムセキュリティ対策規程を改正しました。また、セキュリティを担保するために、要領により利用に当たっての責任などを定めております。
会長	それでは、御質問を頂戴して、その後、意見を頂戴することにいたします。
委員	部会での審査、どうもお疲れ様でした。1点確認いたします。資料3-2の「訓練の評価」の中で、「緊急時対応に対する基本能力の維持並びに対応能力の向上が図られた」ということで説明の中でもありましたが、具体的に前回どういう状態から、今回、こういうことがあって対応能力の向上が図られたと判断されたのか確認させてください。
区民課長	前回の緊急時対応訓練は、副区長をトップにした構成員で役割の確認や連絡体制の確認をしていたのですが、今年からは区民課の職員向けにやったらどうかというアドバイスも受けましたので、訓練の内容や効果がより具体的になったということです。
委員	訓練をする職員の数が増えたので、それで対応能力が向上したということですね。了解いたしました。あとは、アンケートのほうを確認いたします。今回、情報政策課住基システム担当の職員が4名、区民課住民記録係管理担当の職員が4名で、この2つの担当部署のほうで、全設問における適正実施率の平均が100%ないしは98%と、100%に近い値が出ていますが、その辺はどのように評価をされているのですか、確認をさせてください。
区民課	まず、こちらの4名ずつの2つの職場ですが、システム管理をしている担当者になります。ですから、逆に言いますと、セキュリティについて正しく認識をしていないといけない職員ですので、常日頃からセキュリティに関して話し合いなども行っておりますので、適正実施率が高くなったと認識しております。
委員	ちなみに今回のアンケートから、正直な回答もできるようにということで無記名でも構わないという形で実施されたと書かれておりますが、この職員数が4名の部署2つについては、無記名での回答というのは、それぞれで何人ぐらいいらしたのですか。
区民課長	上の情報政策課と住民記録係の8名について、無記名はありませんでした。
委員	アンケートの内容について、以前こちらの審議会でも中身について審議した際にも話が出たのですが、こういう職員数が少ない部署において無記名で書いても、結局、ほかの3人が記名で書いたら、無記名で書いた人が特定されてしまうわけですね。ですから、聞いてみたら全員名前を書いているということで、名前を書いてアンケートに答えた方で、実際に適正な実施を行っているかもしれませんが、もしかしたら名前を書いているので、正直、不適正な状況だったが適正として回答をしなければということも可能性としては考えられるかと思えます。ですので、100%という数値が出てはいますが、疑問が出てしまうのです。ですから、今後はやはり、無記名でもいいですよではなく、無記名で御回答くださいという形にして、実際に不適正な実施が本当はないかどうか書きやすい形にしたほうが良いと思うのですが、いかがですか。
区民課長	委員から御指摘のあった8名は、指導的立場にある職員ということになります。無記名でもいいですよと投げ掛けて、でも記名してきたということで、基本的には無記名でも結構ですということは全体を通して周知しております。

会長	<p>この御質問は、どちらかという御意見的な御質問ですので、運用に当たって検討を頂くということにして、それ以外についてありましたらどうぞ。本件については資料もきちんとしておりますので、諮問第 63 号については決定とさせていただきますと思います。よろしいですか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただいた諮問事項について、ここで答申をしてまいりたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容を御確認いただきたいと思います。</p>
(事務局答申案文配布)	
会長	お配りできましたか。内容を御確認いただきたいと思います。これでよろしいですか。
(異議なし)	
会長	<p>異議はないようです。答申文を情報・法務担当部長にお渡ししたいと思いません。</p> <p>次に一般報告が 4 件ありますが、最初の 2 件については、情報政策課から説明をお願いします。</p>
一般報告	
情報政策課長	<p>資料 2 の 18 ページを御覧ください。「情報提供ネットワーク運用・監視体制について」です。区の個人番号利用事務において、他の行政機関、地方公共団体等との特定個人情報の照会・提供を行うための情報提供ネットワークについて、区における運用及び監視体制を定めることを内容とするものです。</p> <p>まず、情報提供ネットワークの利用開始日については、1 にあるとおり、平成 29 年 7 月 1 日からを予定しております。次に、情報提供ネットワーク運用及び監視の考え方として、まず情報提供ネットワークの運用ですが、本ネットワークの運用は、総務省が番号法等に基づき定めた「情報提供ネットワーク接続運用規程」に規定されていることから、本規程に基づき運用することとします。運用規程の制度的な位置付けについては、別紙 1 に総務省作成の資料を用意しましたので、詳細はこちらを御覧ください。また、情報提供ネットワークは国、地方公共団体情報システム機構、自治体がそれぞれの責任範囲を分担・連携し、更には LGWAN 環境とも連携し運用するものです。当該責任範囲についての詳細は別紙 2「地方公共団体の関係システムとの間のネットワークに係る責任範囲」にありますので必要により御確認ください。</p> <p>次に、区における情報提供ネットワーク運用監視方法について説明いたします。先ほど説明させていただいたとおり、情報提供ネットワークの運用については、国の規程に基づき実施するところですが、区が自立的にその適正さを確認するため、運用監視を行います。運用監視内容については情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 1 項に規定する「特定個人情報の取扱いに関する重要事項」として、審議会に報告・諮問を行うこととしております。</p> <p>具体的な報告・諮問事項については別紙 3「情報提供ネットワーク運用監視報告・諮問事項一覧」を御覧ください。まず平成 29 年度第 1 回審議会におきまして年度の体制、運営計画等を報告いたします。項番 1、4-1、6 になります。また第 2 回審議会におきまして、「情報提供ネットワーク接続運用規程」におい</p>

	<p>て、自治体で実施することが定められている安全点検の自己点検(2-1)、職員教育(3-1)、訓練(5-1)に加え、区の独自の取組として住基ネット運用監視の実績で高い効果が認められる職員アンケート並びに設備視察等(8-1)の具体的な実施内容について、区が定めた内容を、第三者の観点からの御意見を踏まえた内容として実施するため、審議会でその事前点検を諮問します。なお、審議内容には、情報システム等の専門性の高い内容を含むことから、住基ネットと同様、審議会条例第7条の2に基づく部会による事前の調査・審議を頂くことを想定しています。このため、本諮問に対する審議会からの答申は、第3回の審議会において頂くことを予定しております。</p> <p>第4回審議会では、第3回で審議会から答申を頂いた結果を反映の上、実施する事前点検、教育、訓練、安全措置等について、その実施結果の妥当性の評価を審議会に諮問します。項番2-2、3-2、5-2、8-2になります。本内容についても、部会による事前審議を予定しておりますので、答申は第5回を予定しております。そのほか、7、情報提供ネットワークの運用に関する異常時運用等が発生した場合には、必要により報告等を行う予定です。また補足として、審議会の下に設置する当該部会については、住基ネット監視部会と同時開催にて開催していくことを想定しております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>これらについて御質問はありますか。ないようですので、それでは本件は了承とさせていただきます。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>もう1件報告がございます。資料の24ページを御覧ください。杉並区個人情報保護条例の改正についてです。まず、改正の理由です。平成27年9月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法の一部が改正されております。番号法におきまして、地方公共団体が番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることが求められているため、杉並区個人情報保護条例の一部を改正するものです。</p> <p>次に、一部改正案の概要です。番号法の改正により、地方公共団体が行う独自利用事務において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする規定が新設されましたが、平成28年12月、当該規定の施行期日が関係政令により、本年5月30日と定められたこと等に伴って、所要の規定の整備をすることとします。改正項目と改正内容は記載のとおりになります。情報提供等記録、いわゆるログのことですが、これを訂正した場合には同じく情報提供等記録を管理する総務大臣等に通知する必要がありますが、この度の改正により、訂正の通知先に条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を加えるものです。施行の時期、スケジュール等については記載のとおりです。杉並区個人情報保護条例の改正については以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>御質問はありますか。よろしいですか。ありがとうございます。本件も了承とさせていただきます。</p> <p>次の2件について国保年金課、介護保険課からの説明をお願いします。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>私からは、国民健康保険料の還付通知書の誤封入について御報告いたします。まず、説明に先立って、本件については関係者の皆様方に多大なる御迷惑、御心配をお掛けしたことをお詫び申し上げます。</p>

	<p>概要についてですが、平成 28 年 12 月、税金の修正申告を行ったことに伴って、国民健康保険料の還付金が発生したお二人の方に還付通知を郵送したわけですが、この中のお一人、A の被保険者の方に本来は 3 通の還付通知書を送るべきところが、1 通のみを封入し発送、また残る 2 通については、別の方の還付通知書に誤って同封してしまいました。12 月 16 日に B の被保険者の方からお手紙を頂きまして、誤封入があった事実が判明したという状況です。</p> <p>漏えいした個人情報としては、A の被保険者の方の住所、氏名、国民健康保険の記号番号、保険料の還付金額ということになります。原因としては、通知書の誤封入ですが、例外的に 2 件だけの送付で、送付件数が少なかったということでダブルチェックを行わなかったということです。</p> <p>その後の区の対応ですが、A の被保険者の方については、電話で謝罪の御連絡をするとともに、午後から職員が訪問して、直接謝罪をし、本来お送りすべき 3 通の還付通知書を手渡ししました。また御本人の要望がありましたので、今回の一連の経過をまとめた文書を週明けにお送りしたという状況です。B の方については、お手紙を送ってくれたということでお礼と、再発防止に向けた今後の区の対応について電話で御報告するとともに、それ以外の個人情報の記載があるような郵便物が手元に残っていないかということを確認させていただきました。再発防止策としては、個人情報が今回漏えいしたということのを重く受け止めて、郵便物の発送においては二重のチェックを改めて徹底するという事で職員にも働き掛けております。どうも申し訳ありませんでした。</p>
<p>介護保険課長</p>	<p>介護保険課における口座振替依頼書の誤送付について御報告いたします。まず、報告に先立ちまして、本件につきましては、関係者の皆様に御心配、御迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>まず本件の概要については、口座振替依頼書を書き損じた A 氏から依頼書を受け取った職員が、処分すべきところを誤って白紙の口座振替依頼書が置いてある場所に混入させてしまいました。翌日、B 氏から口座振替依頼書の郵送を依頼された別の職員が用紙を送付し、B 氏が開封したところ、既に A 氏の個人情報が記入された口座振替依頼書でした。B 氏から電話連絡を頂き、経緯説明をするため折り返し区役所から電話をするよう御指示を頂きましたが、電話番号を間違えて記録したため、B 氏への連絡をすることができませんでした。2 日後、口座振替依頼書を持って、B 氏が区役所に御来庁くださり、その場で誤送付したこと及び電話連絡ができなかったことをお詫び申し上げるとともに、経緯を説明し、また口座振替依頼書をお届けいただいたことについてお礼を申し上げます。その後 A 氏にも電話連絡を差し上げ、経緯について御説明するとともに、お詫びを申し上げたところです。</p> <p>次に、誤送付した個人情報ですが、A 氏の住所、氏名、介護保険の被保険者番号、銀行名、口座番号及び銀行届出印の印影です。今後の再発防止策ですが、誤送付が判明した当日、直ちに係員全員で書類の流れ及び処理手順を再点検し、個人情報の管理徹底を図ったほか、当該係だけではなく、課全体での取組とするため、情報共有を図ったほか、各窓口等の処理手順の再確認を行いました。この度は大変御迷惑をお掛けいたしましたことを改めてお詫び申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明について御質問はありますか。</p>

委員	介護保険のほうでいろいろ疑問があるので確認したいと思います。まず、最初に用紙入れに混入させたというのは、誰が混入させたのですか。
介護保険課長	受け取った職員が、用紙入れに書いたものを混入させてしまったということです。
委員	分かりました。その次にB氏に用紙を送付するというのは、白紙であろう用紙入れから取って送付したということだと思いますが、これは束で送ったのですか。1枚ずつだったら、書いてあるのが見えると思うのですが。
介護保険課長	実物をお示ししてもよろしいですか。このような形になっておりまして、銀行口座の3枚綴りの前に記入上の注意という記入例が付いております。この下に書いていただく形になっておりますので、ちゃんと注意して中を見れば分かるのですが、これを見ないでそのまま送ってしまったという状況です。
委員	実物を見て理解できました。どちらの件も共通することとして、再発防止策とあるのですが、人間なので、間違いはあると思います。この件に限らず、今日も挙がったような様々な処理において、今後も何かしら出てしまう可能性はあると思うのです。今回は、マイナンバーは入っていませんでしたが、そういったものが入ってくる可能性もあると思います。そういったときには、例えば番号を変える対応をするのか、防止策というより対応の部分はどうに考えていますか。
情報政策課長	マイナンバーについては、不正防止のためには番号の変更はできることになっております。具体的な事例に即して、その番号の漏えいが、不正使用に至る可能性があるかどうかについてよく検討した上で、また、個人情報保護委員会に報告した際に御指示を頂きまして対応していきたいと思います。
委員	ありがとうございます。分かりました。今回の件に関して言うと、例えば国民健康保険記号番号とか、介護のほうで言うと被保険者番号とか、この辺というのはそういった対応は必要ないという判断ということではよろしいのですか。
介護保険課長	今回は御了承も頂いたということで、特に番号等を変更する予定はありません。
委員	介護保険のほうですが、概要の1行目、「口座振替依頼書について、処分すべきところ」とありますが、本来、印鑑まで押して書き損じたものというのは、本人に返却又はその場で廃棄だと思うのです。「処分すべきところ」という、こういうものがマニュアルであるのでしょうか。要するに、本人に返却するか、印鑑を押してあるのだから、その場でそこを破くとか、本来、そういうものがマニュアルにあるべきだと思いますが、いかがですか。
介護保険課長	御本人から、要らなくなったのでということで用紙をお預りして、要するに処分を区のほうに依頼されたのですが、直ちに処分しなければならないところをしていなかったところが問題で、処分すること自体は手順としてあります。
委員	それはやはり本人の目の前で処分するというのを、私は徹底しなければいけないところだと思いますので、その点は今後気を付けていただきたいと思います。
委員	介護保険のほうから、今、記入の紙の実物を見せていただいたのですが、1枚目の説明書きがあって、それで中に書いてあるものが見えなくなっていたと

	<p>というのがありました、本来、提出するときは、その説明書きは剥がして提出するものです。そうすると、窓口で今後同じような事例を発生させないためには、先ほど他の委員がおっしゃっていましたが、目の前で破棄をする、プラス、窓口で書いてもらうときには説明書きの部分は先に剥がしてから書いてもらうという対応が必要だと思いますが、いかがですか。</p>
介護保険課長	<p>その点も係の中で手順を話し合いました、これは当然外していくものだという事で確認しております。</p>
委員	<p>国保のほうに戻りますが、今回2件だったのにダブルチェックを行わなかったということで御報告がありました、通常はしっかりとダブルチェックはされているということでのいいのですか。また、具体的にどういった手順でやられているのですか。</p>
国保年金課長	<p>月例ですと何百枚も出てくるということで、これについては2人で必ず確認をしながら封入するというやり方を取っております。今回は定例のものとは違って、たまたま2件だったということで、それを怠ったという状況です。</p>
委員	<p>イレギュラーな作業のときに、こういうミスというか、トラブルが起きると思いますので、その点は今後イレギュラーな作業であっても、二重チェックをしっかりとやっていくというのを区職員の皆さんで共有していただきたいです。それと、今回は12月と1月と連続して発生しているということで、部署は違いますが、やはり、これを区民の皆様が聞くと、杉並区の情報管理はどうなっているのだという疑問を持たれても仕方がないことだと思います。それぞれ部署の中では、それなりの情報共有はされているとは思いますが、全庁的な事例の確認と、封入の作業のときとか、そういった場合の処分の方法も改めて各部署で確認して、こういった事例が違う部署で発生しないかどうかというチェックをしていくべきだと思いますが、そういう対応は今はやられているのですか、また今後予定はあるのですか。</p>
介護保険課長	<p>今回については、危機管理シートを危機管理課へ出して、これは副区長まで情報を共有した形で全庁的にやっております。今御指摘のように12月と1月、両方とも保健福祉部でしたので、保健福祉部は部課長会でも情報共有して、ほかの課でも気を付けるということで確認しております。</p>
委員	<p>保健福祉部の中だけではなく、他の部でも同じような事例が今後発生しないように対応をお願いしたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。よろしいですか。それでは、この件は了承とさせていただきます。本日の議題は以上です。事務局から何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>次回の審議会の日程は、平成29年5月22日(月)午後2時からを予定しております。場所は、本日と同じ中棟6階第4会議室です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>予定の時間を過ぎてしまい申し訳ありませんでした。平成28年度第5回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了とさせていただきます。本日は御協力ありがとうございました。</p>